

平成28年
1月より

債券の税制が変わります。

Point 1

債券の売却益が課税対象となります。

平成27年中の売却(現行)

原則非課税

平成28年1月以降の売却

20%^(※)の申告分離課税

また、債券の利子(現行は源泉分離課税)および債券の償還益(現行は総合課税)は、申告分離課税の対象となります。

※復興特別所得税の対象となりますので、実際の税率は平成49年末まで20.315%となります。
この課税方式は、現在の株式や株式投信の配当・分配金(特別分配金を除く)、並びに売却損益の課税方式と同じです。

Q. 「申告分離課税」とはどのような課税方式ですか？

A. 他の所得とは合算せずに分離して、その所得単独で税額を計算し納税する制度のことをいいます。

なお、「特定口座」を利用することで、納税手続きが簡便になります。

Point 2

債券・公社債投信と株式等の損益通算と、売却損(償還損を含む)の繰越しが可能になります。

平成27年中(現行)

株式・株式投信との損益通算は不可

売却損(償還損含む)は、翌年以降への繰越し不可

平成28年1月以降

株式・株式投信との損益通算が可能

売却損(償還損含む)は、確定申告をすることで翌年以降3年間繰越しが可能

Point 3

債券の「特定口座」での管理が可能になります。

平成27年中(現行)

特定口座での管理は不可

平成28年1月以降

特定口座での管理が可能

特定口座に組入れると、お客さまに代わって東北銀行が売買内容の記録や損益計算を行い、税額を算出いたしますので、納税手続きが簡便になります。

Q. 当行で現在保有している債券はどうなりますか？

A. 当行で平成27年12月31日までに購入し、現在も保有している債券については、**平成28年12月30日まで**に所定のお手続きを行うことで、特定口座に組入れることができます。

※お手続きについては、お取引店へご確認ください。

*本資料は平成28年7月末時点の法令等に基づき作成したものです。制度の内容は、今後、変更されることがあります。

「特定口座」の仕組み

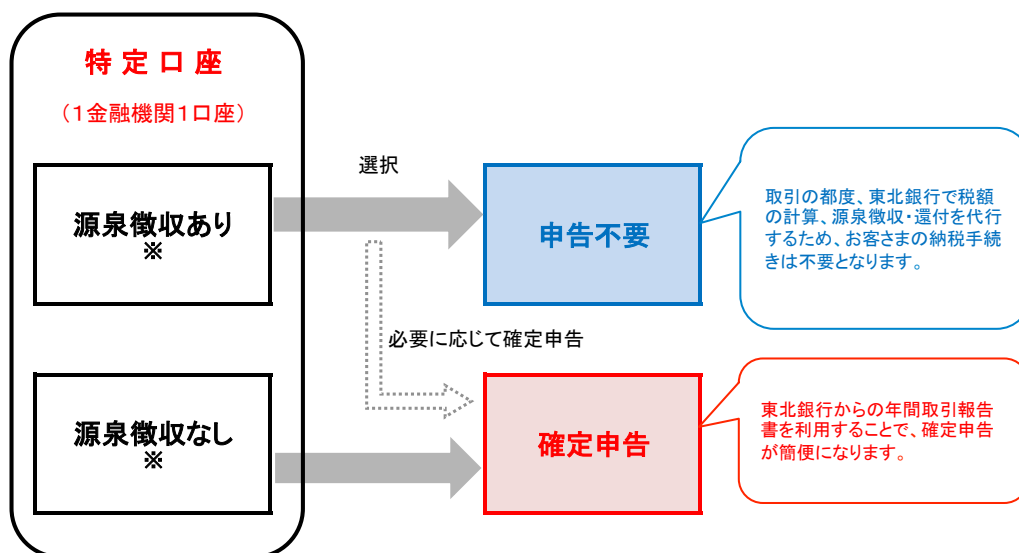
特定口座内の取引について、お客さまに代わって東北銀行が株式投資信託の売買損益や分配金等を計算し、税額を算出して「特定口座年間取引報告書」を作成する仕組みです。

特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合は、納税手続きも東北銀行が行いますので、確定申告は不要(※)です。また、特定口座(源泉徴収なし)をご利用の場合は、「年間取引報告書」を利用して簡便に確定申告を行えます。

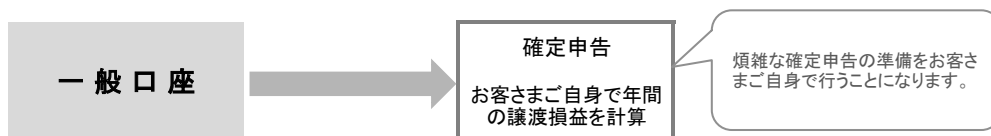
※売却損等の繰越控除を利用する場合、また、他金融機関等の口座との損益通算を行う場合は、確定申告が必要です。

なお、平成28年1月からは債券の売買損益(償還損益を含みます。)や利子等も特定口座内で管理できるようになります。

「特定口座」で取引する場合には、所定のお手続きが必要となりますので、お取引店までお申し出ください。



※ 特定口座には、「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」の2種類があり、開設時にどちらかを選択いただけます。なお、源泉徴収方法のご変更は、その年最初のご売却取引等(解約・買取)まで可能となりますが、売却後は年内の変更はできません。



メリット1 納税が「べんり」になります！

メリット2 確定申告が「かんたん」になります！